

徳島県告示第三百二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和五年六月二十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

処分をした年月日	処分を受けた者		処分の内容	処分の原因となつた事実
	商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名	許可番号		
令和五年二月六日	株式会社南海プランナー 徳島市北島田町二丁目二七番地 四 笠井 泰宏	徳島県知事許可 （般・三〇） 第七〇二四五号	建設業法第二十九条第一項の規定による建設業許可の取消し （建築工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業許可）	建設業法第十二条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第二十九条第一項第五号に該当すると認められる。
同日	有限会社川上工務店 鳴門市大麻町池谷字浜田三番地 二 外山 康雄	同 （般・〇二） 第五六八二号	同 （土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業許可）	同
同日 三月 二日	株式会社ヒロテック 板野郡上板町椎本字楠木五五四 番地一五 與三川 博志	同 （般・〇三） 第七七一八八号	同 （電気工事業及び管工事業に関する一般建設業許可）	同
同日 十三日	藤田設備工業 徳島市川内町小松東二五番地一 八	同 （般・〇二） 第六二五五号	同 （管工事業に関する一般建設業許可）	同



同	岡田 政和	同	同	同
同	アマノエンジニアリング株式会社 板野郡藍住町東中富字直道傍示 四一番地一 天野 孝	同 (般・〇三) 第七〇七二八号	同 (鉄筋工事業に関する一般建設業許可)	同
同	株式会社山本鉄工所 小松島市金磯町八番九〇号 山本 知昭	同 (般・三〇) 第七五七二号	同 (塗装工事業に関する一般建設業許可)	同
同 五月 十二日	有限会社ジャパンホーム 板野郡北島町鯛浜字かや一三九 番地の七 和田 郁生	同 (般・〇二) 第三五二九号	同 (建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業許可)	同
同	四国システム開発株式会社 徳島市幸町一丁目四七番地三 岩井 淳文	同 (般・〇三) 第七〇四四二号	同 (電気通信工事業に関する一般建設業許可)	同
同 六月 二日	ケイワシステム株式会社 徳島市上助任町三本松三七一番 地の二 布施 圭一	同 (般・三〇) 第七〇二五七号	同 (土木工事業及びびとび・土工工事業に関する一般建設業許可)	同